

# 生産性向上特措法による「先端設備等導入計画の認定」等についての説明会を開催します。

諏訪市商工課・諏訪商工会議所

生産性向上特別措置法に（以下「生産性特措法」という。）基づき、市内産業の生産性の向上を短期間を実現するための措置を早急に取りなければ、市内産業の競争力が大きく低下する恐れがあるとの認識から、同法に基づき一定の要件を満たす設備（償却資産）に係る「先端設備等導入計画」を市が認定します。

また、「先端設備等導入計画」の認定を受け、一定の要件を満たした場合、地方税法に基づき当該固定資産税の課税標準を3年間ゼロとする予定です。

今回、市内企業の皆様に「先端設備等導入計画」等についての説明会を開催いたしますので、ご案内いたします。

**【日時】平成 30 年 7 月 12 日（木）16:00～**  
**【会場】諏訪商工会議所 5 階 大会議室**  
**【その他】説明会当日直接会場にお越しください。事前申し込み不要。**

## 先端設備等導入計画について

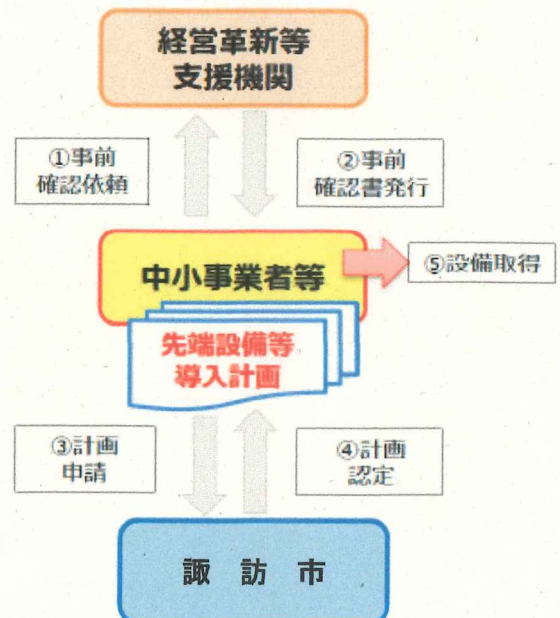
- 「先端設備等導入計画」は、生産性特措法において措置されたもので、中小企業・小規模事業者等が設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画です。
- 市から「先端設備等導入計画」の認定を受けた事業者は、国のものづくり補助金などにおいて審査時加点や補助率かさ上げなどの支援があります。
- 中小企業者が、計画期間内に、労働生産性を一定程度向上させるため、先端設備等を導入する計画を策定し、市の「導入促進基本計画」等に合致する場合に認定を受けることができます。

## 【認定を受けられる「中小企業者」の定義】

### 【先端設備等導入計画の認定スキーム】

業種分類	中小企業等経営強化法第 2 条第 1 項の定義	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3 億円以下	300 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下
小売業	5 千万円以下	50 人以下
サービス業	5 千万円以下	100 人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3 億円以下
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3 億円以下
	旅館業	5 千万円以下

※自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。



※「固定資産税の特例」に関する内容の詳細については説明会にてお話しいたします。

【先端設備等導入計画の認定に関する問い合わせ先】  
 諏訪市 経済部 商工課 工業振興係  
 Tel : 52-4141(内線 433) Fax : 58-1677

【固定資産税の特例に関する問い合わせ先】  
 諏訪市 総務部 税務課 資産税係  
 Tel : 52-4141(内線 135) Fax : 57-0660